

# プロレタリア通信

第5号  
'86年12月15日  
1部 100円

発行 プロレタリア通信  
編集委員会  
☆万国の労働者団結せよ!!  
☆被抑圧民族の解放!!  
☆帝国主義打倒・プロレタリア独裁・社会主義  
☆スターリン主義打倒・  
国際非合法党の建設!!

## 行動綱領

### A われわれの歴史的位置

#### (一)

国際共産主義運動は、未曽有の  
混乱の時代に入して久しい。

今日、『共産党宣言』から百四  
十年、ロシア・ソビエト革命から  
七十年になろうとしている。マル  
クスとレーニンが夢想したヨーロ  
ッパ革命・世界革命は、実現する  
どころか、ますます共産主義者の  
分裂と混乱はつづいていて、帝国  
主義国における階級闘争は、超階  
級のな戦争反対や熱核戦争反対の  
平和運動と組合主義にとつてかえ  
られ、共産主義運動も一因主義と  
議会議主義に歪曲されている。被  
抑圧民族における階級闘争も国際的  
団結とひろがりをもつことができ  
ず、旧宗主国と新植民地主義から  
の独立という民族解放闘争の位置  
にとどまっている。

こうした混乱は、ロシア・ソビ  
エト革命にひきつづく第三インター  
ナショナルの建設にもかかわら  
ず、ヨーロッパ革命の敗北とも  
に、革命ロシアの防衛を唯一国際

主義としたスターリン主義による  
ものである。ここに第三インター  
ナショナルは、完全に地に落ちた  
のである。

労働者階級の闘争と被抑圧民族  
の解放闘争が団結することによつ  
て、国際共産主義運動は発展させ  
られるのである。だがしかし、ス  
ターリンによつて一元的に指導さ  
れた第三インターナショナルは、  
革命ロシアの防衛に一切を犠牲に  
した。共産主義運動の分裂は、こ  
こに最大の根拠を有している。ス  
ターリン主義とは、官僚主義とし  
てあったばかりでなく、大ロシア  
主義・抑圧民族主義としてもあつ  
たということがある。この内容は  
俗流評論家のように、単に大國主  
義として表現できる代物ではない。  
国際共産主義運動の根本にかかわ  
る問題である。

マルクス以来主張された世界一  
党同時革命の思想は、スターリン  
によつて投げ捨てられた。その仕  
上こそ一九四三年の第三インター  
ナショナルの解散である。この解  
散は、第二次帝国主義全面総力戦  
争に自ら参戦することと、プロレ

タリア世界革命を放棄した証とし  
ておこなわれたのであつた。ここ  
に、ソ独不可侵条約、ソ日中立条  
約を結びつつ、連合国に荷担して  
ゆくという度しがたい一因主義の  
完成を見ることができた。こうし  
て、戦後の国際共産主義運動は、  
超階級の平和主義と一因主義へと  
分裂を開始した。

なんとすれば、スターリンは、  
ファシストの悪い帝国主義と平利  
的民主主義のなより良い帝国主義  
という反階級の世界観の下に、第  
二次強盗戦争を規定したからに他  
ならない。こうした世界観のあら  
われこそ、社民主要打撃論からの  
人民戦線路線への百八十度の転換  
であり、スペイン革命に対する超  
反動的な役割であり、フランス人  
民戦線路線であり、日本共産党の  
米帝軍解放軍規定であつた。

第二次帝国主義戦争終結ととも  
に、ソビエト赤軍による東欧と朝  
鮮半島の解放をかちとることはで  
きた。しかし、それは戦勝帝国主  
義との妥協として成立したのであ  
つて、国際共産主義運動の前進、  
団結として解放されたものではな  
かつた。以下の事例は、そのこと  
を雄弁に物語っている。

東欧圏における度重なる独自行  
動の要求、とりわけチエコスロバ  
キア、ポーランドの闘い、ハンガ  
リーでの流血。すでに述べた通り  
フランスをはじめとするヨーロッパ  
諸国主義国と日本における共産  
主義者の経験。スペインではフラ  
ンコを生み出し、フランスではド  
ゴール將軍の大統領を許し、日本  
では保守一党独裁がもたらされて  
きた。これらはおしなべて、スタ  
ーリン主義による反動的役割を示  
し、戦勝帝国主義による後援によ  
るものであつた。

#### (二)

スターリン主義と対決しつつ革  
命をなしとげてきた、ユーゴスラ  
ビア、中国などは、一因主義を強  
めざるを得なかつた。

われわれは、政治闘争、反権力  
闘争という限りでは反帝国主義で  
ある。全人民闘争を如何に全国政  
治に決定させることができるか。  
個別利害を如何に普遍的抽象とし  
て論理化し実践できるか、ここに

われわれ共産主義者としての任務  
がある。  
だが、われわれは、反権力、全  
人民、全國民という概念を超階級  
的意味をもつものとして主張する  
ものではない。われわれは、これ  
まで現情勢を、反ファシズム統一  
戦線とは一度たりとも表現してこ  
なかつた。

資本制生産様式は、大工場制度、  
工業化社会を意味している。資本  
蓄積、拡大再生産は、賃金労働者  
を生産階級として大量に生み出す。  
工場労働者こそ次代の社会の主人  
公でなければならぬ。とは言え  
資本主義は旧時代を駆逐する過程  
でもあり、非資本主義を包含した  
社会でもあるが故に、資本家階級  
と労働者階級のあいだに多くの中  
間層を生み出さざるを得ない。ま  
して、独占資本主義段階にあつて  
は、あらたに中間層が生み出され  
るのである。それは、帝国主義特  
有のものである。

#### (三)

レーニン『帝国主義論』第八章  
の寄生性と腐朽とは、独占資本主  
義特有の超過利潤による労働者の  
分裂である。

われわれは、第一次、第二次共  
産主義者同盟の歴史的地平を継承  
し前進するものである。とはいえ  
われわれは、日本の自立した共産  
主義者の結束として同盟した。し  
たがって、その出自は多岐に渡つ  
ている。問題は出自それ自身では  
なく、世界革命へのパトスであり  
世界党建設に賭ける意志である。  
ひろがり深まりゆく人民の団結に  
さきがけた前衛党の建設なしに、  
世界革命を成しとげることができ  
ないという無私の決意である。

骨子は、  
一、米ソ平和共存下における一因  
主義革命に反対し世界同時革命  
二、民族主義・民族民主革命に反  
対し、プロレタリア社会主義革命  
三、平和革命・議会議主義に反対し  
武装蜂起暴力革命  
四、一因社会主義に反対し、世界  
プロレタリア独裁・世界社会主義  
ルクス・レーニン主義党の建設で  
あつた。

プロレタリア文学・芸術論は、  
充分展開されなかつた。ましてや  
公然主義、大衆運動主義としてそ  
の運命を終えたのであつた。第二  
次共産主義者同盟も、かかる不十  
分性を克服できなかった。  
だが、第二次プロントは、本格的  
前衛党建設と言ふ生みの苦しみを  
自覚し、決意せしめた。ここに、  
第一次プロントと第二次プロントの分  
水嶺がある。

第二次共産主義者同盟は、六九  
年の七・六第二次分裂を契機に、  
同盟の全人格、全存在を問うとこ  
ろの分派・党派闘争・党建設の時  
代に突入したのであつた。しかし  
それらは、プロントのプロント主義た  
る戦術の戦術化と言ふ主観主義に  
よつて敗北し、挫折せざるを得な  
かつたのであつた。

われわれは、それら一切を引き  
受けるものとして党建設に邁進す  
る。

われわれの取り組むべき課題

- 一、天皇制の廃止
- 天皇の儀式化反対
- 靖國の國営化、内閣の公式参  
拜反対
- アイヌ民族の自決権承認
- 中曾根の日本単一民族発言糾弾
- アイヌ民族に関する法律(案)の  
支持——「北海道旧土人保護法」  
の即時廃止

- 一、在日外国人、国内少数民族の権利保障
- 一、外国人登録法、入国管理法の廃止
- 一、在日朝鮮、韓国、中国人の民族としての権利保障
- 一、被差別部落の完全解放
- 一、無実の石川一雄さんの即時専断
- 一、死刑制度の廃止
- 一、刑法改悪阻止—保安処分の新設反対
- 一、監獄法の改悪反対
- 一、障害者の解放
- 一、女性解放
- 一、国家機密法反対
- 一、原子力の平和利用主義、発電などに反対
- 一、三里塚新空港廃港、二期着工実力阻止
- 一、関西新空港建設反対
- 一、鉄道産業労働組合の戦闘化
- 一、全労協の愛国労働組合化反対
- 一、フィリピンの人民革命支持
- 一、朝鮮の自主的民族統一支持
- 一、韓国の民主化要求闘争支持

# 組織活動の再開宣言

戦後政治の総決算をスローガンとして登場した中曾根政治は、臨調・行革・教育・防衛問題等（それらは、戦後の平和と民主主義の要素であった）を体系化し、国際国家日本という、名実共に帝國主義日本を、政治・経済・思想全般にわたって確立しようとして議院内閣制をも踏みこむる手法で、もって実現しようとしている。

一方、労働者・人民は、日本共産党のスターリン主義的指導の下に、日和見主義・社会排外主義と有効な闘いを組織することなく、またその革命的精神を発揮することなく、日本帝國主義に対して常に改良主義的な闘いで終わっている。

六十年安保闘争の中で、このようなスターリン主義と訣別し、眞の革命党を勝ちとる為、第一次ブントが結成された。この党は、客観的・主体的条件の未成熟の中

で敗北を余儀なくされた。六十年代中期、再度の革命党建設は第二次ブントとして対象化されたが、七十年安保闘争の中で再び敗北した。

だがしかし、六十年代後半から七十年安保闘争の中で党建設は全世界的な人民闘争が前進する中で、一人ブントの党建設という狭い意味ではなく、すべての闘う組織と個人に対して眞の革命党建設とは何かを問うたのである。

それはまさに、人民闘争の前進に対し、党はいかなる準備といかなる内容を持っていなければならぬかということを突きつけたのである。このことを一言で表現するとすれば、我々をして軍事を組織する非合法党とせしめたのである。このような党建設を、当時の我々は学生運動を軸に、大衆運動、人民闘争の高揚の中で、悪く言えばその延長上に考えたので

ある。だがしかし、当時の全体的な闘いの高揚の中で我々なりの闘いを最大限に追求した革命主義を今日小ブル急進主義として清算して、武器をとるべきではなかった式に総括した社共にかわる労働者党建設なる立場を我々は拒否する。我々は、七十年安保闘争を軸にした闘いの中で党建設の敗北を本格的な党建設への教訓とするのである。まさに軍事を組織する非合法党を建設し、日本帝國主義を打倒し、プロレタリア社会主義革命を勝ちとり、社会主義を建設するのをも展望しうる眞の革命党を勝ちとることにある。その意味で党建設における敗北を、正反両面にわたって総括することである。急進主義を眞に止揚することのできない革命党などは、革命党たりえないと考える。

このような一時代を闘い敗北した我々は、再び三たび革命精神を発揮して、日本世界のプロレタリア人民に対して、共産主義者として政治、組織活動の再開を宣言するものである。

我々は、今ようやく党建設における第一段階たる組織委員会を先取したばかりである。そして第一回総会を勝ちとったのである。

我々は、わが党建設の第一段階たる組織委員会の活動を、レーニンの言葉で、上からの党建設として（誤解を恐れずと言えば官僚組織として）組織すると言ふことを全体で確認しなければならぬ。この活動こそが、当面する第一級の我々独自の活動の軸としなければならぬ。

我々の党建設の軸は、あらゆる事態に用意のある党として建設しなければならぬ。

まず、中央を建設せよである。

一九八六年十一月十五日

## 『アイヌ民族が存在すること』を（11月30日於・大井町） アイヌ自らがアピールする東京集会』報告

九月二十二日の自民党研修会におけるいわゆる「知的水準発言」そしてそれに対する国内外からの批判に対する釈明としてなされた日本を「単一民族国家」とする中曾根発言は、アイヌ民族をはじめとする国内少数民族、さらには被差別人民の間に、広範な抗議の嵐を呼び起こすものとなった。とりわけ十月一日、二十九日の二回にわたって発送された関東ウタリ会（関東在住のアイヌ民族により組織されている）による首相宛の公開質問状は、中曾根からの回答たる「発言につきましては新聞報道の歪曲のところ……」とする文面により、報道関係の反発をもよびおこし、アイヌ民族に関する差別問題が、「旧土人保護法」を中心として一気にマスコミの注目を浴びることとなったのである。

こうした状況下、政府自民党は、同法の名称変更へと問題の本質のすりかえを行わんとしたのである。当然、アイヌ民族の側からは、こうした動向への抗議行動が連日くりかえされるものとなった。北海道ウタリ協会を先頭とするアイヌ民族諸団体は、「名称変更ではなく、新法制定を！」と、各地で集会や抗議行動をくりかえしたのである。

こうした集会の一つとして、十一月二十四日には、関東ウタリ会主催・ペウレウタリ会協賛で『中曾根首相の人種差別発言に抗議し北海道旧土人保護法について考える集会』が開催され、十一月三十日には、北海道から来京したウタリと関東ウタリとの共同で、『アイヌが存在すること』を、アイヌ自らがアピールする東京集会』が、南部労政会館において開かれた。

三十日の集会は、ムツクリの調べの下、知里幸恵のアイヌ神謡集序文の朗読に始まり、中曾根首相の差別発言の経過と問題点の報告が行われた。ここでは、高橋辰夫北海道開発政務次官への、関東ウタリ会の「旧土人保護法」の名称変更の改正には反対する旨の要請行動に対する同次官の「差別などない。帰れ帰れ。」といった暴言が紹介されるとともに、報告者自らが学生時代受けた様々な差別の真相が提起され、公教育の中での差別の存在と、そうであるがゆえのウタリ子弟の高校への進学率や定着率の低下が明らかにされ、それを原因とする就職難の現状が語られた。

集会は、次にアイヌの歴史、各界各層からの発言、アイヌ語での声明と続けられた。本来ならば、アイヌの歴史に続いて、差別の現状についての発言があるはずであったが、それははずされた。にがく悔しい思いを再びこの場で思い出し、口に出すのはたえがたいからである。我々差別者の側にあるプロレタリアートは、被差別者の人々の声を聞き、あるいは糾弾を受けることを通して自己のブルジョア的差別的イデオロギーと闘争し、プロレタリアートの実現すべき世界観を明らかにすることができ。しかしながら、被差別者の人々が、我々抑圧者・差別者の側人間に自己の体験を語るべき、あるいは糾弾を行うとき、それが彼ら自身の内側における苦痛をもともなう作業であるということを

忘れるならば、我々は彼らと本音のところで連帯関係を作り出すことなどおぼつかないであろう。

次に、集会声明が参加者一同の賛同の下採択された。以下はその声明である。

★アイヌ新法を早期に制定し、旧土人保護法を廃止すること！

★国際人権規約第二十七条に基づく困連への報告で、アイヌを国内少数民族と認めること！

★人種差別撤廃条約を早期に批准すること！

★日本政府は、アイヌ民族対策審議会設置など根本的改革をこころざすこと！

こうして集会は、ウポポ・リムセに続いて、閉会の辞へと移っていったのである。

我々は、中曾根発言以降くりひろげられている「単一民族国家論」に対する抗議行動、さらにはそれを契機として高まっているアイヌ民族の新法制定へ向けた大衆行動へ断乎として連帯してゆかねばならない。そして、こうした日常的な連帯行動の蓄積の成果としてのみ、単なる観念の産物ではない眞のプロレタリア国際主義の精神を日本労働者階級の中に育くむことができるのだということを確認しておかねばならぬ。

新法制定要求を旗印としてかかげるアイヌ民族の大衆行動との連帯の中、北海道におけるアイヌの民族自決権を当然のこととする、そして又全世界の被抑圧民族の解放闘争に敏感な——眞にプロレタリア国際主義の精神で満たされた労働者階級をわが腕に獲得しなければならぬ。